

中央区告示第百ニヤ八号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定に基づき、特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第四十一条の規定により、次のとおり告示します。

令和八年四月十三日

中央区長 山本 泰

人



一					
株式会社ピノコーポレーション	特定教育・保育施設の設置者の名称	ピノキオ幼児舎 HARUMI 保育園	特定教育・保育施設の所在地	確認年月日	教育・保育施設の種類
シヨン			東京都中央区晴海二丁目一番四十号	令和八年四月一日	保育所

